

証券コード 3842

2022年6月7日

株主各位

東京都港区白金一丁目27番6号  
株式会社ネクストジェン  
代表取締役社長 大西新二

### 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）  
午前10時30分 受付開始  
午前11時 開 会
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号  
ホテル ルポール麹町 2階 サファイアの間  
(末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。)  
本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願ひ申しあげます。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nextgen.co.jp/ir/library/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - (1) 連結株主資本等変動計算書
  - (2) 連結計算書類の連結注記表
  - (3) 株主資本等変動計算書
  - (4) 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・事業報告、連結計算書類及び計算書類、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.nextgen.co.jp/ir/news/>) に掲載いたします。
- ・決議通知については、書面による決議通知の送付は行わず、当社ウェブサイト (<https://www.nextgen.co.jp/ir/library/>) に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

### 【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、事前に書面により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nextgen.co.jp/ir/news/>) にてお知らせいたします。

### 【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席いただいた株主の皆さまへのお土産はご用意しております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国際情勢の緊張不安の影響による半導体の供給不足、原材料価格の高騰や不確実性による為替、株価の不安定な動き及び新型コロナウイルス感染症の新たな変異株による影響など、依然として不透明な状況が続いています。

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）をとりまく情報通信分野は、業界再編計画、通信の大容量化と通信サービス提供価格の変化、クラウドサービスの拡大、第5世代移動通信システム(5G)/IoTソリューションの開発・利用環境の整備、AI技術を活用したサービス提供など、引き続き構造変化が進行しています。

情報通信技術を利用することで作り出されるデータを分析・活用することで、人々の生活をより便利にし、ビジネスモデルの変革をすることで、世の中をより良い方向へ進めるDX（デジタル・トランスフォーメーション）関連の需要も増加しています。

携帯電話事業者により提供される5Gとは別に、企業や自治体がクラウドな空間でプライベートに利用できるローカル5Gの市場も2020年より徐々に立ち上がってきており、総務省によるローカル5Gなどを活用した地域課題解決を実現するための実証実験も引き続き行われています。テレワーク推進に伴いクラウドPBXを利用する企業が増えるといった変化も起きており、働く時間・場所の制約を超えた働き方を可能とするために新たなICTソリューションの導入が活性化しています。

以上のような市場環境において、当社グループの経営成績については、エンタープライズ・ソリューションにおいて、VOICEMARK製品の販売並びに構築案件の増加があったことに加え、保守サポート・サービスにおいて前期の販売に対する新規保守サービスが増加しましたが、通信システム・ソリューションにおいて、前年度売上貢献が大きかった大手通信業者向けのライセンス販売の反動減やMVNO更改案件の計画変更による一部検収時期が翌期にずれ込んだことにより売上高は、

3,750,288千円（前連結会計年度比2.9%の減少）となりました。

損益面につきましては、収益性の高い自社ライセンス製品販売が減少しましたが、ソフトウェア償却費の減少や人員減による人件費の減少、働き方改革の推進による子会社事務所の集約に伴う家賃等のコスト削減の効果による固定費の減少があったことにより、売上総利益は1,364,998千円（前連結会計年度比1.2%の減少）、営業利益は、188,605千円（前連結会計年度は、12,771千円の営業利益）、経常利益は、181,071千円（前連結会計年度は、3,914千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は、164,657千円（前連結会計年度は174,317千円の親会社株主に帰属する当期純損失）、となりました。

受注残高については、VOICEMARK製品の受注を獲得したことに加え保守サポート・サービスにおいて、新規案件に伴う保守案件が積みあがったことにより受注残高は1,378,664千円（前連結会計年度比3.1%の増加）となりました。

区 分	第 20 期 (2021年3月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	増 減	増減率 (%)
売 上 高 (千円)	3,863,565	3,750,288	△113,277	△2.9
売 上 総 利 益 (千円)	1,380,957	1,364,998	△15,959	△1.2
営 業 利 益 (千円)	12,771	188,605	175,833	—
経 常 利 益 (千円)	3,914	181,071	177,157	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△174,317	164,657	338,975	—
受 注 残 高 (千円)	1,337,087	1,378,664	41,576	3.1

当社グループは、音声を中心とする通信技術に関するソリューション提供を行っており、セグメントは単一となります。なお、当社グループにおけるソリューション・サービス別売上の概要は、次のとおりとなります。また、2021年12月22日に公表しました事業計画及び成長可能性に関する事項の中期経営計画の注力分野にわけて記載しています。

区 分	第 20 期 (2021年3月期)	第 21期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	増 減	増減率 (%)
通信システム・ソリューション (千円)	1,721,495	1,370,110	△351,384	△20.4
エンタープライズ・ソリューション (千円)	1,107,758	1,265,608	157,850	14.2
保守サポート・サービス (千円)	1,034,312	1,114,569	80,257	7.8

〔通信システム・ソリューション〕

通信事業者の大規模ネットワークで利用される通信システムのライセンス販売、SI、周辺アプリケーションの開発及びネットワークセキュリティ診断や通信システム導入のコンサルティングサービスを提供しています。

〈DX関連分野〉

世の中のリモートワーク推進の動きも追い風となり、ソフトウェアIP-PBX〔NX-C1000〕及びソフトウェアSBC〔NX-B5000〕のライセンス販売は、前期に引き続き好調でした。大手通信事業者が提供する法人向けのIP電話ソリューションや、スマートフォンを使用したクラウド内線電話を可能とするソフトウェアとして販売しています。また、電力系通信事業者の法人向けコアシステムにおいても、既存取引先のグループ会社などへ横展開をしており、BCP対策としてバックアップ拠点の新設、セキュリティ監視強化の大口案件を受注し、ライセンスを販売しました。

〈PSTNマイグレーション関連分野〉

事業者間IP相互接続をするために大手通信事業者に採用されている〔NX-B5000〕は機能拡充をして、現在運用中、及び新規導入となる通信事業者へ販売しました。

〈音声認識&AIサービス関連分野〉

音声認識エンジンと連携する機能をもつIP-PBX対応通話録音ソフトウェア〔LA-6000〕の大規模コンタクトセンターへの販売や、別の大手通信事業者のコンタクトセンターへ構築運用業務を提供しました。また、大手通信系システム会社のコンタクトセンター向けソリューションの拡販に伴い、ライセンスの追加及び技術支援を受注し提供しました。さらに大手電

力系通信事業者の音声認識を利用したAIサービスにも当社の「LA-6000」が採用され、運用が始まりました。

#### 〈モバイルデータソリューション関連分野〉

情報通信サービス会社のMVNO基盤の移設・リニューアルに伴うモバイルコアシステム（EPC）の構築、技術支援を前期より継続して提供し、新たに携帯電話事業者が新サービスを提供するための基盤システムを導入しました。また、前期に別の情報通信サービス会社にMVNOネットワークの設備更改に関するコンサルティング業務を実施した経緯から設備更改案件を受注し、ハードウェア製品及びソフトウェア製品を提供しました。北米のシリコンバレーに拠点をもつMATRIXX Software, Inc.と業務提携し、大量のデータを高速処理する独自技術を入れた5G対応の「MATRIXX Digital Commerce Platform」を利用して国内携帯電話事業者向け顧客管理・SIM管理システムを開発し、MVNOビジネスの運用に役立つソリューションの提供を実現しました。本ソリューションは大手情報通信サービス会社から受注しています。

さらに、総務省が実施する「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」に係る実証事業の公募に西日本電信電話株式会社が代表機関を務めるコンソーシアムのプロジェクトが採択され、技術実証及び関連業務を同社より受注しました。当社はこれまでの実務で蓄積した技術ノウハウを基に、実験計画立案から実施まで技術実証全体を担当し、エクシオグループ株式会社、日本電通株式会社と連携して進めています。当該プロジェクトは関西エリアの港湾業務で初となるローカル5GのSub6帯（4.8GHz帯～4.9GHz帯）を活用した港湾業務の効率化・生産性向上に向けた実証実験で、大阪・関西万博予定地の夢洲で実施しています。

以上の結果、前連結会計年度は、大手通信事業者の大規模ネットワークで利用されているライセンス販売の需要変動の影響が大きかったこと、当連結会計年度の手情報通信サービス会社のMVNO更改案件の計画変更により一部について翌連結会計年度へ継続されたことが影響し、通信システム・ソリューションの当連結会計年度の売上高は、1,370,110千円（前連結会計年度比20.4%の減少）となりました。

#### 〔エンタープライズ・ソリューション〕

通信事業者以外の企業や官公庁に向けて、通信システムのVOICEMARKブランドのライセンス販売、SI、周辺アプリケーションの開発及びクラウド/BPOサービスを、販売・構築パートナー経由で提供しています。

#### 〈DX関連分野〉

クラウドサービスの提供は、NTTビジネスソリューションズ株式会社と共同で、当社グループが提供するCPaaS基盤「pluscomm」を活用した電話対応ソリューションを開発し、自治体向けのワクチン発注受付システムの運用サービスを提供しています。日本電通株式会社のクラウドPBXサービスの提供については、顧客規模拡大とそれに合わせたスピーディな設備拡張を可能にするため、当社のクラウドPBX基盤「U<sup>3</sup> Voice クラウドPBX」が採用されました。

オンプレミス製品として、ソフトウェアSBC「NX-B5000 for Enterprise」はZoom Video Communications, Inc.が提供するZoom Phoneと、固定、携帯、IP電話サービスを接続するSBCとして日本製品初の認定を取得し、商用導入の販売実績を作りました。また、西武信用金庫には全店舗の電話システム更改に採用されたソフトウェアIP-PBX「NX-C1000 for Enterprise」を中心に当社グループのソリューションを提供しました。これまで電力系通信事業者の法人向けコアシステムを導入した実績をもつことから、横展開により新たな電力系通信事業者のシステム更改も実施しました。

#### 〈PSTNマイグレーション関連分野〉

法人ユーザーのIP電話化への対応を進めるために、通信事業者各社のIP回線と複数のコンタクトセンターシステムと接続実績が豊富な「NX-B5000 for Enterprise」の販売、並びにDX推進やコロナ禍におけるテレワーク推進のためにPBX設備の更改が進み、ソフトウェアIP-PBX「NX-C1000 for Enterprise」の販売が堅調に推移しています。

また通信事業者のみならず、コンタクトセンター業界においても大規模ユーザーを中心にVoIP回線の導入が進行しています。その影響により「NX-B5000」が、Avaya Inc.のコンタクトセンターソリューションで接続推奨されるSBCとして認められ販売しました。今後は中規模ユーザーや小規模ユーザーへのVoIP化の一層の進展も見込まれます。

#### 〈音声認識&AIサービス関連分野〉

音声認識の月額BPOサービス「U<sup>3</sup> COGNI」や子会社のクラウドサービスによるコミュニケーションアプリをサブスクリプション型ビジネスとして提供しています。IP-PBX対応通話録音ソフトウェア「LA-6000」は、音声認識を利用したAIサービスの音声キャプチャソフトウェアとして大手電力系通信事業者で採用され、サービス利用者の増加に合わせて拡販しています。従来から取り扱っている通話録音システムを、主に金融機関、官公庁、鉄道会社のシステム更改の需要に伴い販売しました。

当連結会計年度にはクラウド音声サービスのプラットフォームを提供する「U<sup>3</sup> Enablerサービス」の提供を開始しました。音声系サービス提供事業者になるために必要となる、高度な通信技術を含むソフトウェアを搭載したプラットフォームと保守・運用体制を組み合わせ、サービス提供事業者が独自のサービスメニューを付加できる仕組みをパッケージとして提供しています。当社のビジネスソリューションパートナーである都築電気株式会社と資本業務契約を締結し、当社のクラウドPBXサービスが都築電気株式会社の提供ラインナップに追加され、販売も堅調に推移しています。

以上の結果、エンタープライズ・ソリューションの当連結会計年度の売上高は、1,265,608千円（前連結会計年度比14.2%の増加）となりました。

#### 〔保守サポート・サービス〕

通信システム・ソリューションで培ったパートナーシップの強化により、通信事業者及びエンタープライズ向けに全国24時間・365日対応の保守サポート業務を提供しています。

当連結会計年度では、保守範囲の見直しなどにより契約金額が減額となる案件があったものの、前期の販売に対する新規保守サービスの開始や、コロナ禍における法人のリモートワークが進んだことで、通信トラフィックの増加に伴い保守費用が増額となる案件もあり、堅調に推移しました。

以上の結果、保守サポート・サービスの当連結会計年度の売上高は1,114,569千円（前連結会計年度比7.8%の増加）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、418,786千円で、これは主に通信システムに関わるソフトウェアの開発であります。

### ③ 資金調達の状況

当社は、2022年1月12日に第三者割当により80千株の新株式を発行し、60,880千円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
当社の子会社アクロスウェイ株式会社は、2021年7月19日を効力発生日として、VCLog 事業を株式会社長塚電話工業所に事業譲渡いたしました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2019年3月期)	第 19 期 (2020年3月期)	第 20 期 (2021年3月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	3,190,405	3,878,513	3,863,565	3,750,288
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	30,158	△543,139	△174,317	164,657
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	14.72	△248.76	△67.65	63.48
総 資 産 (千円)	3,673,201	4,284,046	3,342,688	3,445,360
純 資 産 (千円)	1,691,583	1,959,037	1,784,650	2,010,188
1株当たり純資産額 (円)	805.60	760.31	692.63	756.67

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2019年3月期)	第 19 期 (2020年3月期)	第 20 期 (2021年3月期)	第 21 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	2,804,022	3,142,736	3,172,284	3,048,809
当期純利益又は当期純損失 (△)	7,883	△606,822	△19,050	65,370
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	3.85	△277.92	△7.39	25.20
総 資 産 (千円)	3,626,291	4,096,878	3,296,536	3,264,684
純 資 産 (千円)	1,655,242	1,866,882	1,847,763	1,974,013
1株当たり純資産額 (円)	791.76	724.54	717.12	743.05

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社は親会社を有していません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社NextGen ビジネスソリューションズ	30百万円	100%	電話通信端末機器開発製造事業及びシステムソリューション事業等
株式会社LignApps	41百万円	85.4%	CPaaS事業 UCaaS事業 クラウドアプリケーション/IT/ネットワークに関するコンサルティング及びインテグレーションサービス
アクロスウェイ株式会社	20百万円	100%	通信サービス コネクタセンターソリューション ECサイトの運営 ソフトウェア開発

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 株式会社NextGenビジネスソリューションズにつきましては、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社NextGenビジネスソリューションズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの主要事業である通信サービス分野においては、大手通信事業者、各種サービス事業者による価格競争や商品及びサービスの差別化、新たな事業者の参入による市場競争は激しさを増しており、各社の製品開発や技術革新に向けた取り組みは、一層加速しています。こうした中、当社グループが創業以来培ってきたボイスコミュニケーションの市場は電話でのコミュニケーションに限定しない、各種サービスと音声の連携の動きがますます広がっており、メタバースのような仮想空間でのコミュニケーション技術や大規模・低遅延・高速通信が可能な5G、さらには6Gの通信基盤の技術革新が進み、当社グループの事業機会は拡大していくものと認識しております。

このような環境にあります。株式会社東京証券取引所の新市場区分の見直しに伴い、移行基準日時点において当社が選択したグロース市場の上場維持基準の時価総額について基準を充たしていません。

このような状況のもと、当社グループが今後対処すべき課題は以下のとおりです。

① 収益力の向上

当社グループの事業における売上規模の拡大と利益率の向上は、今後の業績拡大のための重要な課題であると認識しております。受注拡大に向け、国内外の販売パートナーとの連携により効率的な販路拡大を目指してまいります。

利益率向上に対しては、自社開発ソフトウェアを活用したソリューションの提供により利益率の高いビジネスを進めるとともに、クラウドサービスの販売拡大においては運用効率の最適化を図り、経営管理体制の強化に努め、継続的なコストの見直しと組織体制や事業活動の効率化を推し進めてまいります。

② 新製品の企画開発

通信網のIP化、クラウド化といった技術の進化による市場環境の変化に対応した新しいサービスや新製品の提供を推し進めていくことが重要な課題であります。

当社グループは自社開発ソフトウェアと、国内外のベンダーが既に所有している高い技術・製品及び産学連携による研究開発の成果を組み合わせることにより、変化する顧客のニーズに合致した製品の提供、次世代ネットワーク関連や音声認識といった成長事業分野に対応した新しいサービスや新製品の提供が可能になります。

また、広報活動を通じて当社グループの提供するソリューション・サービスをわかりやすくステークホルダーの方々へ伝えていくことが重要であると考えております。

③ 品質向上に向けた活動

当社グループの創業以来培ってきた通信事業者向けソフトウェア開発においては、通信事業者の厳しいサービス運用基準への適合が要求されるため、品質の確保は当社グループにとって重要な課題であると認識しております。より高いレベルでの品質確保のため独立かつ客観的な立場で判断ができる品質管理担当を設け、全ての開発プロジェクトに品質プロセスを適用し品質の担保に努めております。

#### ④ 働き方改革への対応

当社グループの属する情報通信分野においては、高度化する技術への対応、高度な専門知識を持った技術者の不足等の難題を抱えていることから、人材採用・育成、働き方改革は重要な経営課題であります。

当社グループではかねてから柔軟な働き方に対応した制度の導入や生産性を向上させるための自社ソリューションの活用を実践しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の目的に限らず、育児・介護・自己実現を希望する社員の多様な働き方ができるよう、テレワークの徹底をはじめとした働き方改革を進めております。

当社グループは、ワークスタイル変革・制度改革を推進することで、優秀な人材の採用・育成を進めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの事業は、音声を中心とする通信技術に関するソリューション提供を行う単一セグメントとなっており、通信事業者向けの高度なソリューション事業を中核としておりますが、その開発で蓄積してきた技術・経験を活かして、大手顧客を中心とするビジネスユース向けにもソフトウェアIP-PBX、通信事業者接続用ゲートウェイ、コールセンター、通話録音、音声認識、ユニファイドコミュニケーションとの連携などのソリューションを展開しております。

なお、当社グループでは昨今の顧客のニーズや事業構造の変化に対応するため、「通信システム・ソリューション」「エンタープライズ・ソリューション」「保守サポート・サービス」の区分で記載しております。

#### [通信システム・ソリューション]

通信事業者の大規模ネットワークで利用される通信システムのライセンス販売、SI、周辺アプリケーションの開発及びネットワークセキュリティ診断や通信システム導入のコンサルティングサービスを提供しております。主に通信事業者向けに自社開発ソフトウェア及び国内外の他社ベンダー製品を取り扱い、マルチベンダーとして通信事業者のニーズに対応できるソリューションを提供しております。特に、海外ベンダー製品を国内通信事業者の仕様に対応させる経験を創業当初から蓄積しており、そのノウハウを保有していることが強みとなっております。

[エンタープライズ・ソリューション]

通信事業者以外の企業や官公庁に向けて、通信システムのVOICEMARKブランドのライセンス販売、SI、周辺アプリケーションの開発及びクラウド/BPO・サービスを、販売・構築パートナー経由で提供しております。子会社では音声、テキスト、映像などオムニチャネルコミュニケーションのためのプラットフォームを提供するCPaaS事業を展開しており、そのプラットフォーム上で、電話音声を活用することのできるクラウドサービスを提供しております。

[保守サポート・サービス]

通信システム・ソリューションで培ったパートナーシップの強化により、通信事業者及びエンタープライズ向けに全国24時間・365日対応の保守サポート業務を提供しております。

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区白金一丁目27番6号
関西営業所	大阪府大阪市中央区今橋三丁目1番7号
中部営業所	愛知県名古屋市中区錦二丁目9番27号
北日本営業所	北海道札幌市豊平区平岸1条3丁目2-33

② 子会社 (株式会社NextGenビジネスソリューションズ)

本 社	東京都港区白金一丁目27番6号
-----	-----------------

③ 子会社 (株式会社LignApps)

本 社	東京都港区白金一丁目27番6号
-----	-----------------

④ 子会社 (アクロスウェイ株式会社)

本 社	東京都港区白金一丁目27番6号
-----	-----------------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
144 (16) 名	12名減 (1名増)

- (注) 1. 使用人数は就業者数であり、臨時雇用社員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員及び嘱託社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、通信技術に関するソリューション提供を事業とする単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
101 (8) 名	17名減 (5名減)	45歳	7.3年

- (注) 1. 使用人数は就業者数であり、臨時雇用社員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員及び嘱託社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前期末と比べて17名減少しておりますが、主な理由は、組織再編に伴い子会社及び社外へ出向を行ったこと及び自己都合退職の自然減によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	196,252千円
株式会社三井住友銀行	130,397千円
株式会社千葉銀行	116,134千円
株式会社三菱UFJ銀行	73,178千円
株式会社みずほ銀行	69,571千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年2月4日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社NextGenビジネスソリューションズを吸収合併することを決議し、2022年4月1日付で合併いたしました。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,656,800株 (自己株式166株を含む)  
(注) 2022年1月12日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は80,000株増加しております。
- (3) 株主数 2,382名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率(%)
エクシオグループ株式会社	660,000	24.84
サクサ株式会社	550,000	20.70
株式会社タカコム	83,000	3.12
都築電気株式会社	80,000	3.01
大西新二	61,800	2.32
日商エレクトロニクス株式会社	45,300	1.70
五味大輔	45,000	1.69
渡辺俊一	42,000	1.58
楽天証券株式会社	34,700	1.30
ネクストジェン従業員持株会	32,917	1.23

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式(166株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大西 新二	執行役員 株式会社NextGenビジネスソリューションズ 代表取締役社長 株式会社LignApps 代表取締役社長
取締役	杉岡 弘毅	執行役員 CTO (Chief Technology Officer) 技術企画本部長
取締役	武田 善治	執行役員 CSO (Chief Sales Officer) サービスプロバイダ営業本部長
取締役	深山 博文	執行役員 サービスプロバイダ営業本部 副本部長 株式会社NextGenビジネスソリューションズ 取締役 エクシオグループ株式会社 ICTソリューション事業本部 企画推進部門担当部長 アイティ・イット株式会社 取締役
取締役	齊田 奈緒子	執行役員 管理本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	渡辺 俊一	株式会社NextGenビジネスソリューションズ 監査役
取締役 (監査等委員)	三村 摂	三村会計事務所 所長 ソマール株式会社 取締役
取締役 (監査等委員)	田中 達也	熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー 竹本容器株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 三村摂氏及び田中達也氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 三村摂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 田中達也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために渡辺俊一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 三村摂氏及び田中達也氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

6. 株式会社NextGenビジネスソリューションズは、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社NextGenビジネスソリューションズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。
7. アイティ・イト株式会社は、2022年4月1日にエクシオ・システムマネジメント株式会社に社名を変更しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項並びに当社の定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社グループの取締役、管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という）を決議しております。その概要は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### イ 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責に応じて、当社の事業規模、業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### ロ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて監査等委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進する意識を高めるため、基本報酬に対する割合を反映した譲渡制限付株式とし、全体の付与総数は希薄化の影響も勘案して決定する。付与する場合は、取締役会で審議し、株主総会で決議して決定する。

## ハ 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業務執行取締役が業績に対する意欲や士気を高められる割合となるよう、取締役会において検討を行う。後述する④の委任を受けた代表取締役は取締役会での意見を尊重し、取締役会で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等（最大）＝10：3とする（業績指標を100%達成の場合）。なお、非金銭報酬等としての株式報酬の比率は、取締役会で審議し、株主総会で決議して決定する。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役1名）です。

上記報酬等のほか、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は2名（社外取締役を除く）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が決定方針に基づいた基準を作成し、監査等委員会の同意を得た基準に従い作成した報酬案について監査等委員会の同意を得て決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2021年6月24日開催の取締役会において代表取締役社長大西新二に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、決定方針に基づいた基準を作成し、監査等委員会の同意を得た基準に従い作成した報酬案について監査等委員会の同意を得て決定しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	71,959千円 (-)	71,959千円 (-)	-	-	5名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	15,600千円 (6,000千円)	15,600千円 (6,000千円)	-	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	87,559千円 (6,000千円)	87,559千円 (6,000千円)	-	-	8名 (2名)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）三村摂氏は、三村会計事務所の所長、ソマール株式会社の取締役をそれぞれ兼任しております。なお、当社と三村会計事務所及びソマール株式会社との間に取引関係はありません。

取締役（監査等委員）田中達也氏は、熊谷・田中・津田法律事務所のパートナー弁護士、竹本容器株式会社の監査等委員である社外取締役をそれぞれ兼任しております。なお、当社と熊谷・田中・津田法律事務所及び竹本容器株式会社との間に取引関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 三村 摂	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、監査等委員会の委員として、当事業年度に開催された、監査等委員会12回の全てに出席し、コーポレート・ガバナンスの観点から適宜、必要な意見を述べていただきました。
取締役 (監査等委員) 田中 達也	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、監査等委員会の委員として、当事業年度に開催された、監査等委員会12回の全てに出席し、法令・コンプライアンスの観点から適宜、必要な意見を述べていただきました。

### ③ 親会社または子会社からの報酬等の総額

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当事業年度における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するために、取締役及び使用人の規範として「行動規範／役職員行動規範マニュアル」を制定し、周知徹底を図る。
- ロ 取締役の職務執行については、原則として毎月1回開催する取締役会にて、取締役及び代表取締役社長がその職務執行状況について報告し、取締役会が法令、取締役会規程及び職務権限規程に従い監督する。
- ハ 監査等委員は、取締役会、監査等委員会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する。
- ニ 社内コンプライアンス体制を徹底するため、代表取締役社長を議長とする社内組織から独立したコンプライアンス推進室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を整備、改善するとともに取締役及び使用人に対する教育を行う。
- ホ 当社グループの取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合に、コンプライアンス推進室に直接報告ができる内部通報制度を設置する。報告された内容についてはコンプライアンス推進室で審議され、重大性に応じて取締役会及び監査等委員会に報告されるとともに、コンプライアンス推進室が必要に応じ全社に周知することとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に従い、適切に保存・管理することとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織長より各組織の事業活動状況を月次で報告させ、そのうち重要な事項に関しては、内在するリスクについて把握し対策を講じるとともに経営会議及び取締役会に上程するものとし、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等の当社グループ事業に係るリスクについての管理体制

を構築する。

また、危機管理対策規程を定め、不測の事態等の経営危機が顕在化した場合は、同規程に従い代表取締役社長又は管理担当取締役が危機対策本部を設置して迅速に対応し、当該危機を最小に止めるための管理体制を構築する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な経営意思決定プロセスを図るため、取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。取締役会を補完し適切な業務執行を図るため、当社は、代表取締役社長、常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、当社の業務執行における重要事項についての審議・検討及び当社グループのガバナンス強化を目的として当社グループの業務執行に関する重要事項の報告・協議を行う。

#### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、全ての子会社に適用する「関係会社管理規程」を定め、企業活動の監視・監督を行う。当社の子会社の一定の重要事項については、当社の事前承認または当社への報告を行う。内部監査部門は、定期的に当社グループの内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングする。

当社グループは、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等に係るリスクについての管理体制を整備し、関係会社管理規程に基づき、業務上のリスクについて当社への報告を義務付ける。また、リスクについては当社危機対策本部等において対応する。

#### ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の要望に応じて、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行う。その人事に関しては、取締役会にて協議の上、決定することとする。

#### ⑦ 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人が行う補助業務についての指揮命令は、監査等委員会が直接行う。また、補助使用人の人事考課及び異動等については、監査等委員会の同意をもって決定することとする。

**⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員は、取締役会をはじめ社内的重要会議に出席し、取締役から職務執行状況に関する報告を受けるものとする。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとし、その対応策等について、必要に応じ取締役会にて報告・協議することとする。

監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求められることができることとする。

当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

**⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

**⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤監査等委員は代表取締役社長と定期的に、監査上における重要な課題等についての意見交換を行う。

監査等委員会が監査に必要と判断した社内的重要文書及びその他の資料、情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。

監査等委員会は、当社の法令遵守体制に問題を認めるときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとする。

監査等委員会は、当社の内部監査部門及び会計監査人と定期的に、意見交換を行う機会を設ける。

### ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないことを基本方針とする。

所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と連携し、被害防止の体制整備を図ると共に、「行動規範/役職員行動規範マニュアル」に明文化して社内の周知徹底を行う。

また取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

#### ① コンプライアンス体制

当社グループは、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「行動規範/役職員行動規範マニュアル」を制定しており、これを全社閲覧媒体に掲示するなどして、取締役及び使用人に対する継続的な周知を行いました。

一方で、当社グループはコンプライアンス推進室において、四半期毎にコンプライアンス推進会議を開催いたしました。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、全社的なコンプライアンスへの意識向上を図りました。

#### ② リスク管理体制

当社グループ事業にかかるリスク管理の一環として、各組織長より、事業活動状況とともに重要なリスク情報を月次で報告させております。月次報告において指摘された内在リスクについては、重要性に応じ関係者で別途対策を講じる会議を招集し協議いたしました。その内容は、適宜経営会議及び取締役会において報告され、判明した問題点については是正措置を行い、より適切な内部統制システムの整備・運用に努めました。

#### ③ 取締役の職務の執行の適正性を確保する体制

取締役の職務執行については、法令及び取締役会規程並びに職務権限規程に基づき取締役会が監督しております。定時取締役会に加え、臨時取締役会において、取締役からの職務執行状況の報告を受け、重要事項の決定や業務執行が適切かどうかを監督いたしました。

#### ④ 監査等委員の監査の実効性を確保する体制

監査等委員は毎月開催の取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役から業務の意思決定及びその執行状況について報告を受け、法令違反等の有無の確認を行いました。また、常勤監査等委員においては、取締役会に加え経営会議等の社内の重要会議に出席し、業務執行状況を監査いたしました。

上記の監査体制により生じた指摘事項や重要課題等は、取締役会のほか、定期的に開催する代表取締役社長との意見交換の場において報告しております。また、この内容は対象部署にフィードバックし、指摘事項の改善状況についての報告を求めています。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況についても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営基盤の強化と今後のソフトウェア開発及びその他の研究開発投資に備えるために、内部留保の充実を重視しておりますが、一方で株主に対する安定的な利益還元の実施も重要な経営課題であると認識しております。

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当金の年2回を基本としており、その決定機関については会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記の方針に基づき、1株当たり3円の配当とし、2022年5月13日開催の取締役会において決議しております。

### 9. その他

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,540,255	流 動 負 債	1,079,160
現金及び預金	1,246,421	買 掛 金	253,271
売 掛 金	1,034,660	1年内返済予定の 長期借入金	268,353
製 品	6,095	未払法人税等	64,928
仕 掛 品	92,624	前 受 金	259,120
原材料及び貯蔵品	92,396	賞与引当金	29,997
そ の 他	68,093	製品保証引当金	6,502
貸倒引当金	△36	そ の 他	196,987
固 定 資 産	905,104	固 定 負 債	356,011
有 形 固 定 資 産	44,592	長期借入金	332,179
建 物	27,004	資産除去債務	22,815
工具、器具及び備品	17,588	そ の 他	1,017
無 形 固 定 資 産	732,647	負 債 合 計	1,435,171
の れ ん	30,928	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	389,359	株 主 資 本	2,010,188
ソフトウェア仮勘定	312,358	資 本 金	1,001,582
投資その他の資産	127,865	資 本 剰 余 金	955,713
差入保証金	59,824	利 益 剰 余 金	53,181
繰延税金資産	46,254	自 己 株 式	△289
そ の 他	23,221	純 資 産 合 計	2,010,188
貸倒引当金	△1,435	負 債 純 資 産 合 計	3,445,360
資 産 合 計	3,445,360		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2021年 4月 1日から  
2022年 3月 31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,750,288
売 上 原 価		2,385,290
売 上 総 利 益		1,364,998
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,176,392
営 業 利 益		188,605
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
未 払 配 当 金 除 斥 益	47	
そ の 他	31	92
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,042	
株 式 交 付 費	906	
為 替 差 損	1,693	
事 務 所 移 転 費 用	1,470	
雑 損 失	513	7,626
経 常 利 益		181,071
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	21,957	21,957
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	1,255	1,255
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		201,773
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	53,768	
法 人 税 等 調 整 額	△16,652	37,115
当 期 純 利 益		164,657
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		164,657

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,270,216</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>934,659</b>
現金及び預金	1,059,880	買掛金	213,715
売掛金	880,308	1年内返済予定の 長期借入金	268,353
仕掛品	91,409	未払金	48,992
原材料及び貯蔵品	81,136	未払費用	18,569
前払費用	54,398	未払法人税等	59,281
その他	103,082	未払消費税等	89,101
<b>固 定 資 産</b>	<b>994,468</b>	前受金	194,100
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>39,055</b>	賞与引当金	23,104
建物	27,004	製品保証引当金	6,502
工具、器具及び備品	12,050	預り金	12,222
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>702,983</b>	その他	717
ソフトウェア	385,189	<b>固 定 負 債</b>	<b>356,011</b>
ソフトウェア仮勘定	317,793	長期借入金	332,179
<b>投資その他の資産</b>	<b>252,429</b>	資産除去債務	22,815
関係会社株式	30,000	その他	1,017
長期貸付金	248,495	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,290,671</b>
差入保証金	59,624	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	41,018	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,974,013</b>
その他	23,221	資本金	1,001,582
貸倒引当金	△149,931	資本剰余金	951,582
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,264,684</b>	資本準備金	951,582
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>21,137</b>
		利益準備金	1,686
		その他利益剰余金	19,450
		繰越利益剰余金	19,450
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△289</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,974,013</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,264,684</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年 4 月 1 日から  
2022年 3 月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,048,809
売 上 原 価		1,880,945
売 上 総 利 益		1,167,864
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		924,311
営 業 利 益		243,552
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,630	
業 務 受 託 料	45,816	
受 取 賃 貸 料	17,280	
そ の 他	73	67,799
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,034	
為 替 差 損	1,321	
事 務 所 移 転 費 用	361	
新 株 交 付 費	906	
そ の 他	517	6,142
経 常 利 益		305,210
特 別 損 失		
債 権 放 棄 損	201,000	201,000
税 引 前 当 期 純 利 益		104,210
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	47,940	
法 人 税 等 調 整 額	△9,100	38,840
当 期 純 利 益		65,370

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社ネクストジェン  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 田 嗣 也  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 橋 本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクストジェンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクストジェン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社ネクストジェン  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 田 嗣 也  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 橋 本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクストジェンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社ネクストジェン 監査等委員会

監査等委員 渡辺 俊一

監査等委員 三村 摂

監査等委員 田中 達也

(注) 監査等委員三村摂及び田中達也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の開催の追加項目「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)(以下、「改正産競法」という。)の公布及び施行を受け、上場会社は定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆる完全オンライン株主総会)の開催が認められることとなりました。改正産競法を有意義に活用した定款変更を行い、株主総会の活性化や効率化、円滑化につながるよう、定款第10条第2項を追加するものです。なお、当該変更のための省令要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、これに伴い、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)</p>	<p>第10条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">(条文省略) (新 設)</p>	<p>第16条 (電子提供措置等)  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p>第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)  <u>定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	おおにし しんじ 大西 新二 (1966年3月7日生)	1989年4月 日本電信電話株式会社入社 2001年9月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社担当課長 2002年4月 当社入社 執行役員技術部門長 2005年6月 当社代表取締役社長執行役員 2011年5月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役執行役員社長（現任） 2020年6月 株式会社LignApps代表取締役社長（現任）	61,800株
取締役候補者とした理由 大西氏は、通信業界及びその技術分野などに精通することから設立以来当社の事業発展に大きく貢献し、2005年6月から当社代表取締役として経営を統括する立場で職務を適切に遂行しつつ、経営経験を積んでまいりました。今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	みやま ひろふみ 深山 博文 (1965年8月24日生)	1988年4月 日本電信電話株式会社入社 1999年10月 同社国際事業部担当課長 (NTT America) 2000年7月 東日本電信電話株式会社法人営業本部マルチメディア推進部担当課長 2003年10月 同社法人営業本部ブロードバンドビジネス部担当部長 2006年8月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社先端IPアーキテクチャセンターブロードバンドビジネス開発部門担当部長 2012年7月 同社システム部第二システム部門長 2015年6月 同社システム部長 2015年7月 NTTコムソリューションズ株式会社取締役 (非常勤) 2017年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社マネジメントサービス部長 2018年7月 株式会社協和エクシオ (現エクシオグループ株式会社) 入社 ICTソリューション事業本部ソリューション推進本部副本部長 2020年6月 当社取締役 (現任) 2020年7月 株式会社協和エクシオ (現エクシオグループ株式会社) ICTソリューション事業本部企画推進部門担当部長 (現任) 当社執行役員 サービスプロバイダ営業本部 副本部長 (現任) 2021年12月 アイティ・イット株式会社 (現エクシオ・システムマネジメント株式会社) 取締役 (現任)	800株
取締役候補者とした理由 深山氏は、当社とエクシオグループ株式会社が締結している資本・業務提携に基づき推薦を受けた候補者であります。同氏は、当社の主要事業領域である通信事業分野において長年の豊富な経験や幅広い知識を有しております。これらの知見を当社経営に活かすとともに、本業務提携を推進させることが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	さいた なおこ 齊田 奈緒子 (1973年11月25日生)	1998年 4月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社入社 2002年 9月 当社入社 2008年 1月 当社品質管理室長 2012年 2月 当社内部統制室長 2013年 4月 当社経営企画部副部長 2016年12月 Syn.ホールディングス株式会社 (現Supershipホールディングス株式会社) 入社 コーポレート本部内部統制グループリーダー 2018年 5月 当社入社 事業企画部長 2020年 4月 当社管理本部長 (現任) 2020年 6月 当社執行役員 (現任) 2021年 6月 当社取締役 (現任)	8,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>齊田氏は、当社創業当初からのメンバーであり、技術者として当社の製品開発を経験した後、当社の品質管理及び内部統制システムの構築に貢献し経営管理業務の経験を重ねてまいりました。2020年に当社執行役員に就任し、現在は管理本部長として当社グループの経営管理全般を統括し、グループ経営体制の効率化を指揮しております。これまでの知識・経験を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	※ しままさのり 島政則 (1970年3月25日生)	1992年4月 日本電信電話株式会社入社 2005年2月 当社入社 2014年4月 当社キャリア事業本部副本部長 2017年4月 当社NTT営業本部長 2020年6月 当社執行役員(現任) 2022年4月 当社ボイスコミュニケーション事業本部長(現任)	1,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>島氏は、長年、通信業界に携わっている経験を持ち、当社入社以来、営業・SE・コンサルティング・保守まで幅広い事業経験を積んでまいりました。近年は当社のエンタープライズ事業を牽引しております。今後は、これらの知識・経験を当社経営に活かして当社のボイスコミュニケーション事業を担う活躍を期待し、新たに取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 深山博文氏は、エクシオグループ株式会社ICTソリューション事業本部企画推進部門担当部長を兼任しており、当社は同社との間で製品販売取引及び当社から業務委託取引があります。  
他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2022年3月31日)現在の株式数を記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	わたなべ としかず 渡辺 俊一 (1954年12月21日生)	1977年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 1997年4月 NTTコミュニケーションウェア株式会社（現エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社）入社 2001年7月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（現楽天コミュニケーションズ株式会社）入社 2002年4月 当社入社 執行役員営業部長CMO 2006年2月 当社人事・総務グループリーダー 2008年1月 当社第一営業本部本部長 2014年1月 当社営業統括本部シニアマネージャー 2014年3月 当社常勤監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員・常勤） （現任）	42,000株
監査等委員である取締役候補者とした理由 渡辺氏は、総務人事部門及び営業部門を務め、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を、当社の監査体制強化に十分に発揮することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります			
2	みむら せつ 三村 摂 (1963年7月13日生)	1989年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 1993年4月 公認会計士登録 1998年8月 三村会計事務所 所長（現任） 1999年3月 宝印刷株式会社顧問 2003年6月 ソマール株式会社取締役（現任） 2015年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	2,100株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 三村氏は、直接の会社経営の経験を有しているとともに、公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	たなか たつや 田中達也 (1975年7月30日生)	2002年10月 弁護士登録 牛島総合法律事務所入所 2005年6月 佐藤総合法律事務所入所 2009年2月 熊谷・田中法律事務所（現熊谷・ 田中・津田法律事務所）開設パー トナー（現任） 2014年1月 竹本容器株式会社社外取締役 2015年6月 当社社外監査役 2016年3月 竹本容器株式会社社外取締役（監 査等委員）（現任） 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 田中氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三村摂氏及び田中達也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三村摂氏及び田中達也氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会の終結の時をもってそれぞれ6年となります。
4. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各候補者の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 三村摂氏及び田中達也氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年6月23日開催の第19回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました佐藤東樹氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされています。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力は、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

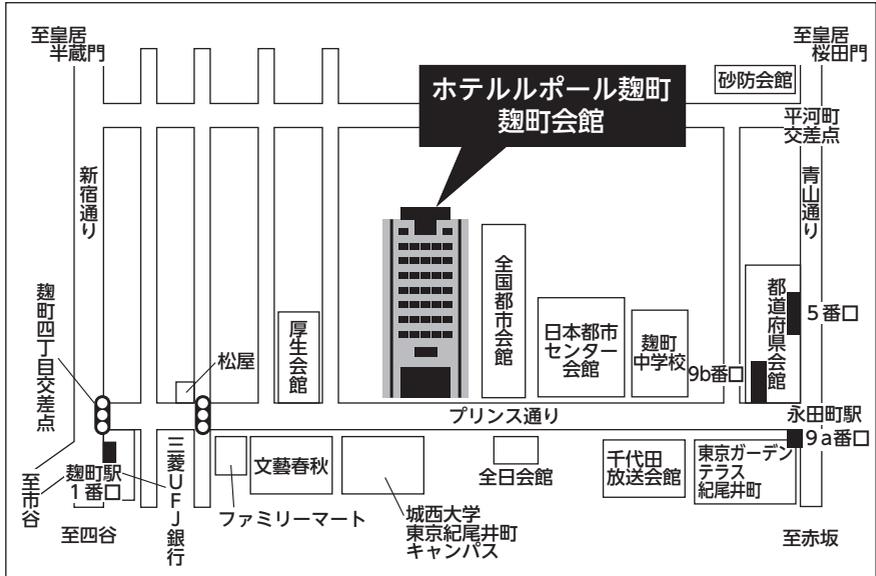
また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。  
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
さとう はるき 佐藤東樹 (1945年1月25日生)	1968年4月 野村證券株式会社入社 1993年12月 株式会社野村総合研究所へ転籍 秘書室長兼広報部長 1998年6月 同社取締役 2001年4月 NRIシェアードサービス株式会社代表 取締役副社長 2005年6月 アルサコンサルタント事務所代表 (現任) 2006年2月 株式会社エグゼクティブ・パートナ ーズ理事 (現任) 2006年6月 株式会社エイブル監査役 2011年1月 株式会社エイブルリサーチインター ナショナル取締役 2013年1月 同社顧問 (現任) 2019年11月 アクロスウェイ株式会社監査役 (現 任)	一株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 佐藤氏は、長年にわたる野村證券株式会社及び株式会社野村総合研究所での職務を通じ、経営に関する豊富な知識を有しているとともに、他社において取締役、監査役、顧問の経験を有しており、監査等委員である社外取締役に就任された場合に当社の経営に活かすことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 佐藤東樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 佐藤東樹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
 3. 佐藤東樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 4. 佐藤東樹氏が監査等委員である取締役に就任することになる場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。  
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。佐藤東樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場 ご案内図



ホテル ルポール麹町 2階 サファイアの間

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

☎ : (03) 3265-5365

交通 : 地下鉄 半蔵門線・有楽町線 永田町駅 (5番口) から徒歩5分  
南北線 永田町駅 (9b番口) から徒歩5分  
有楽町線 麹町駅 (1番口) から徒歩3分

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

